



平成 24 年 6 月 14 日

各 位

株式会社リアルビジョン
代表取締役社長 杉山 尚志
(コード番号 6786 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 三須 貴夫
(電話 045-473-7331)

(訂正)「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 24 年 5 月 14 日付で開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には■を付して表示しております。

記

【訂正箇所】

〈訂正前〉

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	(監査役の責任免除)
第 37 条 ～ 第 42 条 (条文省略)	第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 38 条 ～ 第 43 条 (現行どおり)

〈訂正後〉

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 36 条 ～ 第 41 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 37 条 ～ 第 42 条</p> <p>(現行どおり)</p>

問合せ先)

電話) 045-473-7331 管理部 三須、斉藤 電子メール) ir@realvision.co.jp

注) 本文中の各企業名、製品名等は、それぞれの所有者の商標あるいは登録商標です。

以 上